

## 教職実践演習と履修カルテに関する申し合わせ

教育学部教育委員会

全学共通の「教職実践演習の実施に関するガイドライン」のほかに、教育学部においては以下の点に留意する。

1. 平成 28 年度以前に入学した学生は、教職実践研究（前期）と教職実践演習（後期）との合成による通年体制で行う。教職実践演習のそれぞれのクラスは、同クラスが指定する教職実践研究のクラスを履修済みでないと登録できない。
2. 平成 29 年度以降に入学する学生は、教職実践演習（後期）を履修する。同演習は専修横断的なクラスとして開講され、各クラスは実施前にテーマや開講形態や担当スタッフを予告するものとする。なお、クラスによっては、教職実践研究（前期）等の特定クラスを履修済みでないと登録できない場合がある。
3. 教職実践演習の成績評価に際しては、「教職実践演習の評価基準表」に準じて行う。
4. 教職科目（教科指導法を含む）担当者と教科専門科目担当者との連携・協力でクラスを運営する。
5. 学生の履修カルテについて指導・助言するのは年次指導教員である。
6. 本学部卒業生にかぎり、かつ「教職実践演習の実施に関するガイドライン」の第 II-1 項の登録条件を満たしていて、希望クラスの担当責任者が了解した場合は、代議員会の議を経て教職実践研究および教職実践演習の科目等履修を認めることができる。

（備考）

2014（平成 26）年 7 月 16 日，制定

2017（平成 29）年 3 月 15 日，改正